平成２７年（フ）第８号
神戸市須磨区高倉台３丁目８番43―503号
債務者　住　　一代
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３５号
神戸市垂水区名谷町字梨原2366番地の５　市住６―1101号、従前の住所神戸市西区北別府４丁目９番地の４　パークハイム永和202号
債務者　竹本　慶貴
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９３７号
広島市南区東雲２丁目２番17―２―101号
債務者　福井健太郎
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９４４号
広島市安佐北区白木町大字秋山915番地２
債務者　佐々木　晃
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９６７号
広島市安佐南区緑井４丁目21番11―３号
債務者　神田　千穂
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
広島地方裁判所第４部

平成２６年（フ）第９８３号
広島市安佐南区相田３丁目57番32号
債務者　大西　由紀
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６号
広島県大竹市玖波１丁目２番21号
債務者　中川　修壮
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土居1065番地
債務者　山本　征雄
1　決定年月日時　平成27年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第２９７号
長崎県長崎市十人町７番７号　203
債務者　南　由美子
1　決定年月日時　平成27年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２号
大阪府八尾市若草町３―32―404、住民票上の住所大阪市天王寺区上汐６丁目４番15―603号
債務者　百武　克希（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７３号
大阪府枚方市星丘１丁目24番12―306号
債務者　吉藤　正義
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０２７号
東京都清瀬市松山１丁目42番15号明豊マンション305号
債務者　大芦　　薫
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０４６号
東京都八王子市清川町34番地１コーポキヨカワ203号
債務者　手代木豊子（旧姓鈴掛）
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月20日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０８１号
東京都武蔵野市境２丁目６番41―３―304号
債務者　石森貴世美
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４６０号
静岡県浜松市東区和田町459番地
債務者　大石　敏生
1　決定年月日時　平成27年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第９号
静岡県浜松市中区海老塚町774番地　鈴マンション201号
債務者　石川　孝志
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係